

令和5年塩尻市議会5月臨時会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和5年5月10日（水） 午後1時48分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第4号 塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任について

○出席委員・議員

委員長	樋口 千代子 君	副委員長	山崎 油美子 君
委員	百瀬 友彦 君	委員	小松 勝子 君
委員	小口 直実 君	委員	平間 正治 君
委員	篠原 敏宏 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	議長	古畑 秀夫 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局主事	清沢 光晴 君		

午後1時48分 開会

○委員長 ただいまから5月臨時会社会文教常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員御出席していただいております。

それでは、審査に入る前に、理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。御参会の委員の皆様で、これから2年間御審査をいただくことになるわけです。どうぞよろしく願いいたします。また、本日お手元に差し上げてありますとおり、議案を1件提出しておりますので、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりです。

それでは、臨時会でもありますので、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議案第4号 塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任について

○**委員長** では、議案第4号塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任について、説明を求めます。

○**教育総務課長** 教育総務課長の熊井美恵子です。それでは、議案第4号塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任について御説明いたします。議案関係資料7ページを御覧ください。

提案理由につきましては、本市と辰野町で組織する中学校組合及び小学校組合の議会の議員の選任について、塩尻市辰野町中学校組合規約第6条第2項及び辰野町塩尻市小学校組合規約第6条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

概要につきましては、両組合議会の塩尻市の議員各7人のうち、市長が議会の同意を得て選任した有賀茂幸氏、小野喜久雄氏、両角啓子氏及び横澤幸雄氏の4人が、令和5年6月19日に任期満了となることに伴い、次の4氏を適任者と認め、選任しようとするものです。なお、両市町の申合せにより、両組合とも同一の者を選任することとしております。再任につきましては、有賀茂幸氏、両角啓子氏及び横澤幸雄氏の3人。新任は、小野英隆氏です。選任に当たっては、北小野地区区長会から地区選出議員として4人の推薦を頂いております。また、8ページから11ページは略歴書ですので御確認をお願いいたします。説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございます。では、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいでしょうか。それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第4号につきましては、原案のとおり同意することに御異議はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第4号塩尻市辰野町中学校組合議会の議員及び辰野町塩尻市小学校組合議会の議員の選任については、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了いたします。それでは、最後に理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 ただいま御提案申し上げました議案につきまして御審議いただきまして、原案のとおりお認めいただきました。誠にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、5月臨時会社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後1時53分 閉会

令和5年5月10日（水）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 樋口 千代子 印